

官民連携手法を用いた
公共施設等の LED 照明調達事業

実施方針

令和 6 年 7 月

貝塚市 総合政策部

行財政管理課 公共施設マネジメント室

第 1	総則	1
第 2	特定事業の選定に関する事項	2
1	事業内容に関する事項	2
第 3	民間事業者の募集に関する事項	7
1	民間事業者の参加要件	7
2	民間事業者の資格要件	8
3	参加要件に関する留意事項	9
第 4	民間事業者の選定に関する事項	10
1	民間事業者の選定方法	10
2	民間事業者の選定手順等	10
3	契約に関する基本的方針	10
4	著作権及び提案書類の取扱い	11
第 5	本市と民間事業者の事業費及びリスク分担に関する事項	12
1	予測されるリスクと責任分担の基本的方針	12
第 6	事業の適正な維持を目的としたモニタリング（監視）に関する事項	13
1	モニタリングに関する基本的方針	13
2	モニタリングの実施方法	13
3	モニタリングの結果	13
第 7	事業契約等に関する事項	14
1	基本協定及び事業契約内容の疑義の取扱い	14
2	裁判管轄権	14
第 8	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	15
1	事業の継続に関する基本的な考え方	15
2	融資の確保に関する協力体制	15
3	事業の継続が困難となる事由が発生、または、その恐れが生じた場合の措置	15
第 9	その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1	議会の議決	16
2	事業者選定の応募に伴う費用負担	16
3	本事業に係る情報公開及び情報提供	16
4	実施方針の変更	16
5	実施方針等に関する説明会、個別対話及び質問の受付	16
6	実施方針等に関する問合せ先	17
7	添付書類等	17

第1 総則

貝塚市（以下、「本市」という）においては、「貝塚市ファシリティマネジメント基本構想・基本方針」に基づき、官民連携の視点を含めた公共施設の管理を行ってきた。

しかし、人口減少による税収の伸び悩みが見込まれるなか施設の改修・維持管理・運営の負担は依然として重く、特に老朽化が進む市営住宅や様々な公共施設において、グリーントランスフォーメーション（以下、「GX」という）の方針に沿った設備更新等の対応に迫られている。

本市ではその対策として官民連携事業を検討しているが、市内の官民連携事業の受託が可能な事業者が限られているため、地元事業者主体での官民連携事業への参画が進んでおらず、また検討可能な手法や事業類型が限定されている状況にある。

一方で持続可能なまちづくりには市民や民間事業者等、多様な主体との連携や協働が重要となることから、民間事業者を中心とし、その知恵やノウハウ、資源を最大限活用する官民連携を軸とする取組を進め、魅力あるまちづくりと行政運営を進めることが必要であると考えられる。

上記の背景を踏まえ、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成十一年法律第百十七号（以下、「PFI 法」という。））第 5 条の規定に基づき、事業の公平性及び透明性を確保するために、「官民連携手法を用いた公共施設等の LED 照明調達事業（以下、「本事業」という。）」の実施方針を一般に公表する。ただし、本方針の公表により、PFI 手法の採用を確定させるものではない。

第2 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

官民連携手法を用いた公共施設等の LED 照明調達事業

(2) 事業の概要

本事業は、本市における公共施設等の照明施設 LED 化にあたり、複数の公共施設を一体的に捉え、企画・設計・設置・維持管理を包括的に実施するものである。

(3) 公共施設等の管理者

貝塚市長 酒井 了

(4) 事業目的

本事業を官民連携手法で実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウによって資金調達、企画設計や施工、メンテナンスの効率化が図られ、長期間に亘って良好な保全状態で維持管理することで長期的な観点でのコスト縮減と質の確保を図ることを目的とする。

(5) 事業方式

本事業は、民間事業者の企画設計・設置、維持管理、資金調達等における創意工夫やノウハウを活用し、持続可能かつ良質な公共サービスの提供と基盤整備、さらには、本市の将来の財政負担の効率化を目的として、官民連携手法を用いて実施することを想定している。

事業方式は、民間事業者が創意工夫を最大限に発揮できることを目的とし、次表を参考に、民間事業者からの提案によって選択できることとする。この際、民間事業者から本市が定める要求水準を超える提案があった場合には、加点方式によって評価をする。なお、具体的な加点方式については、募集要項公表時に示すものとする。

【事業方式等】

事業方式等	説明
事業契約方式	PFI 法に基づく事業契約を前提とするが、幅広く手法の提案を受け付ける。
事業方式	下記の表に基づき、民間事業者にて提案する。なお、各方式等を複数組み合わせ提案することができるものとする。
資金調達	民間事業者によるサービス購入型、ジョイントベンチャー型及び独立採算型を選択できる。 なお、本事業に関しては、上記の事業方式を組み合わせた形で提案を行う

事業方式等	説明
	ことが可能であり、ソーシャルインパクトボンド（SIB）やインパクト投資などの新しい資金調達を含めた資金調達スキームを提案することができるものとする。

【選択可能な事業方式及び手法】

事業方式		説明
PFI	BTO 方式	PFI 事業者が自ら資金調達を行い、設備を設置(Build)した後、その設備の所有を市に移転(Transfer)した上で、契約期間にわたり PFI 事業者がその設備の維持管理・運営(Operate)を行う方式
	BOT 方式	PFI 事業者が自ら資金調達を行い、設備を設置(Build)し、契約期間にわたり、維持管理・運営(Operate)を行い、事業期間終了後、その設備の所有を市に移転(Transfer)する方式
	BLT 方式	PFI 事業者が自ら資金調達を行い、設備を設置(Build)した後、公共部門に一定期間リース（Lease）し、あらかじめ定められたリース料で事業コストを回収した後、公共部門に設備の所有を移管（Transfer）する方式
ESCO		PFI 事業者が自ら資金調達や事業収支計算など財務面の計画も行い、省エネルギー診断に基づく改修計画を立案した後、改修に係わる全てのサービス（施工、運転・維持管理など）を一括して請負う方式

注）事業方式及び手法については、上記の複数の方式及び手法を組み合わせた提案を可とする。また、上記の表に記載している事業方式及び手法以外の方式等の提案を妨げるものではない。

(6) 事業の範囲

ア 対象施設

本事業の対象施設は、以下の表に示す本市の公共施設等における照明施設とする。

施設分野	施設数	台数
行政施設	33 施設	3,072 台
社会福祉施設	14 施設	702 台
文化施設	6 施設	4,211 台

施設分野	施設数	台数
集会施設	3 施設	798 台
教育施設	20 施設	9,638 台
公園施設	3 施設	101 台
体育施設	4 施設	993 台
医療施設	1 施設	1,960 台
計	84 施設	21,475 台

注) 上記数量は現時点における想定であり、特定事業選定時には変更となる可能性がある。

イ 本事業に係る業務の内容

選定事業者は、本事業について、次の業務を本市とのリスク分担に基づき実施する。

- 1) 公共施設等における既設照明施設の調査業務
- 2) 公共施設等における LED 照明施設の管理システムの構築・データ更新業務
- 3) 公共施設等における LED 照明施設の企画設計・設置業務
- 4) 公共施設等における既設照明施設の撤去・リサイクル・廃棄処分業務
- 5) 公共施設等における既設 LED 照明施設を含めた LED 照明施設の維持管理業務
- 6) 業務全体に関するセルフモニタリング
- 7) 特別目的会社の契約期間中の維持業務

ウ その他の業務

- 1) 本市が実施する各種補助申請または会計検査対応等の支援

エ 事業契約期間

事業期間は、実施方針公表時において契約締結日から 10 年から 15 年間を想定し、募集要項公表時に示すものとする。

オ 選定事業者の収入

本事業に係る業務による選定事業者の収入は、次のとおりとし、その他は協議、またはモニタリングの結果により決定する。

- 1) 本市が支払う適切なサービス対価（対象は、第 2-1-(6)「事業の範囲」に記載する各業務とする。）PFI 以外の事業方式の場合は、この限りではない。

カ 事業スケジュール

民間事業者の募集、選定等は次の予定とする。

項目	日程	備考
実施方針の公表	令和6年7月1(月)	
実施方針等に関する説明会参加申込期間	令和6年7月1日(月)～7月10日(水)17時締切	電子メールのみ受付
実施方針等に関する説明会	令和6年7月12日(金)	
実施方針等に関する質問受付期間	令和6年7月1日(月)～7月31日(水)17時締切	電子メールのみ受付
実施方針等に関する質問回答	令和6年8月16日(金)	本市のホームページで公表
実施方針に関する個別対話の受付期間	令和6年7月1日(月)～7月19日(金)17時締切	電子メールのみ受付
実施方針に関する個別対話の実施日	令和6年7月25日(木)、29日(月)、30日(火)	
特定事業の選定・公表	令和6年9月上旬	
公告及び募集要項等の公表	令和6年9月上旬	
募集要項等に関する説明会	令和6年9月中旬	
募集要項等に関する現地見学会	令和6年9月上旬～9月下旬	
募集要項等に関する質問の受付	令和6年9月上旬～9月下旬	
募集要項等に関する対話の受付期間	令和6年9月上旬～9月下旬	
募集要項等に関する対話の実施日	令和6年9月下旬	
募集要項等に関する質問への回答	令和6年10月上旬	
参加表明書、参加資格審査申請書類受付期間	令和6年10月上旬	
参加資格審査結果の通知	令和6年10月中旬	
競争的対話の受付期間	令和6年10月中旬～10月下旬	
競争的対話の実施日	令和6年10月下旬	
提案書の受付期限	令和6年11月頃	
プレゼンテーション	令和6年12月頃	
優先交渉権者の決定及び公表	令和6年12月頃	
基本協定の締結	令和6年12月頃	
仮契約の締結	令和7年1月頃	
事業契約の締結	令和7年3月頃	

2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定に関する考え方

本市は、本事業について、PFI 法に基づき実施した場合、その他の手法で実施した場合、本市が自ら実施した場合を比較し、本事業を PFI 法に基づき民間事業者が実施する方が性能及び機能面において優れ、さらには、効率的かつ有効性が高いものと判断した場合には、本方針を踏まえ、本事業を特定事業として選定する。

また、特定事業選定にあたっての基本的な評価基準は次のとおりである。

- ア 本事業の企画、設計、設置及び維持管理において、本市が要求する水準を上回ることが具体的に確認できること。
- イ 本事業の企画、設計、設置及び維持管理において、社会資本を活用した市財政の将来負担の軽減につながるものが論理的に明らかであること。

(2) 特定事業の選定結果公表

本事業を特定事業として選定した場合には、本市のホームページにおいて公表する。なお、本事業を特定事業として選定しなかった場合においてもその結果を同様に公表する。

第3 民間事業者の募集に関する事項

1 民間事業者の参加要件

(1) 民間事業者の構成

第2-1-(5)「事業方式」のPFI方式を用いる場合は、民間事業者は、本事業に係る業務を事業契約期間に渡って安定的に実施することが可能な複数の法人等で構成される連合体とすること。なお、第2-1-(5)「事業方式」の表「選択可能な事業方式及び手法」に記載以外の手法を用いる場合は、連合体に限るものではない。

(2) 民間事業者の構成要件

民間事業者の構成は、次の要件を満たすものとする。

1) PFI 手法の場合

- ア 民間事業者は、本市内に特別目的会社を設立し、特別目的会社へ出資して業務を担う構成企業と、出資はせずに業務を担う協力企業から構成し、構成企業や協力企業から業務を受託する者を第三者企業と位置付けること。
- イ 民間事業者は、本市が要求する各業務を、パススルーの原則に基づき担う主たる企業を含む構成とすること。
- ウ 民間事業者は、複数の企業等から構成されるため、代表者を定めること。
- エ 民間事業者は、特別目的会社へ出資を予定している構成企業及び協力企業のいずれかが、他の民間事業者の特別目的会社へ出資を予定していないこと。（重複出資の禁止）
- オ 特別目的会社への出資は、民間事業者の代表者が、最大出資者となり、かつ、構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えること。
- カ 民間事業者は、企画提案書の提出時において、第三者企業と関心表明書（LOI）を締結すること。
- キ 民間事業者の構成企業及び協力企業は、令和5・6年度貝塚市入札参加資格者名簿に登載されている者とする。ただし、未登録の者は、本事業の参加表明書提出時に貝塚市入札参加資格審査申請に必要な書類を提出すること。
- ク 民間事業者の構成企業及び協力企業は、貝塚市、他の自治体及び国において入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- ケ 民間事業者の構成企業及び協力企業は、参加表明書を提出する時点において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納していない者であること。
- コ 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第10条に基づく措置を受けていないこと。
- サ 地方自治法施行令（昭和22年政令第154号）第167条の4の規定に該当していないこ

- と。
- シ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画又は再生計画の認可がなされている者を除く。）

2）その他の手法の場合

- ア 民間事業者は、企画提案書の提出時において、事業の遂行体制を明らかにし、構成する企業等と関心表明書(LOI)を締結すること。
- イ 民間事業者の構成企業及び協力企業は、令和 5・6 年度貝塚市入札参加資格者名簿に登載されている者とする。ただし、未登録の者は、本事業の参加表明書提出時に貝塚市入札参加資格審査申請に必要な書類を提出すること。
- ウ 民間事業者の構成企業及び協力企業は、貝塚市、他の自治体及び国において入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- エ 民間事業者は、参加表明書を提出する時点において、直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納していない者であること。
- オ 貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年貝塚市条例第 23 号）第 10 条に基づく措置を受けていないこと。
- カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 154 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画又は再生計画の認可がなされている者を除く。）

2 民間事業者の資格要件

(1) 企画設計・設置業務を実施する者

複数施設の LED 照明設置の設計及び施工を過去 10 年以内に経験していることとする。

(2) 維持管理業務を実施する者

- ア 参加表明書提出締切までの過去 10 年間に、公共施設の維持管理業務の実績を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、1 者以上が有していればよいものとする。
- イ 本事業を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、実施する企業がそれぞれ担当する業務に必要な資格を有していればよいものとする。

(3) セルフモニタリングを担う者

参加表明書提出締切までの過去 10 年間に、LED の設置及び維持管理の実務経験を有する者とする。

3 参加要件に関する留意事項

(1) 担当業務の内容

民間事業者は、参加表明書提出時に、本事業の各業務を担う法人等の名称及び業務内容を明らかにすること。

(2) その他の手法を選択する場合

民間事業者は、その他の手法の場合において、企画、設計、設置、維持管理業務のうち、複数または全ての業務を、一企業が兼ねることができるものとする。

(3) 構成企業及び協力企業の変更

参加表明書に記載されている構成企業及び協力企業の変更及び追加は、原則、認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合を除く。）、または、応募資格要件等に抵触するような事態が生じた場合は、本市と協議を行い、本市が承諾した場合に限り、構成企業及び協力企業の変更ができるものとする。

(4) 参加資格要件を満たす期間

参加資格要件を満たす期間は、参加表明書の提出日から参加資格決定日までと、提案書の提出日から事業契約締結日までとする。また、特別目的会社の構成企業間の出資比率は、契約期間中、最適な出資比率を維持するため、設置期間と維持管理期間への移行時での代表企業と構成企業との間での出資比率の変更や代表企業の変更等を、本市は積極的に認めることとする。

(5) 地元事業者の参画

地域経済の活性化を目指し、特別目的会社の構成や連携企業等に貝塚市内に本店・支店・営業所等を有する事業者が主体的に参画することを期待するものとする。

第4 民間事業者の選定に関する事項

1 民間事業者の選定方法

民間事業者の募集・選定にあたり、事業者からの提案内容を総合的かつ客観的に評価する必要がある。そのため、本市は、透明性及び公平性の確保に配慮し、さらには、定性的な評価を重視するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

2 民間事業者の選定手順等

(1) 民間事業者の審査

民間事業者から提出された企画提案は、本市が設置する外部有識者を含む選定委員会において、価格のみならず各業務段階の提案内容を総合的に審査する。

(2) 選定事業者の選定・公表

民間事業者の選定にあたっては、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行い、その結果を本市のホームページにおいて公表し、選定事業者には書面により通知する。

(3) 民間事業者を選定しない場合

本市は、民間事業者の応募が無い場合や民間事業者の提案内容から本市の要求する水準の達成が困難と判断した場合は、民間事業者を選定しない。その際、PFI 法に基づく特定事業の選定及び公募を取り消すものとし、その旨を速やかに本市のホームページにて公表するとともに、応募した民間事業者にその旨を通知する。

(4) 貝塚市内に本店・支店・営業所等を有する事業者の活用

本事業で採用を予定している事業スキームは、すべての業務段階において、地域で担えるものは可能な限り地域で担うことを前提とする。

3 契約に関する基本的方針

(1) 基本協定の締結手続き

本事業に係る業務は、様々なリスク（業務を遂行する上で発生する成功阻害要因）を、本市と選定事業者が適切に分担することにより、一層低廉かつ質の高いサービスの提供を目指し、本市及び優先交渉権者（優先交渉権者との協議が決裂した場合には次点交渉権者。以下、同じ。）が契約に向けた協議を行い、契約締結に必要な事項等に係る基本協定を締結する。

(2) 事業契約の締結手続き

優先交渉権者は、本市との基本協定締結後、PFI 手法の場合においては速やかに特別目的会社を設立するものとし、本市と選定事業者とは、本事業に係る業務について、仮契約を締結し、議会の議決を経て本契約を締結するものとする。

4 著作権及び提案書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に係る業務について、提案書類の著作権は、民間事業者へ帰属するものとし、民間事業者からの提案書類は、本市が民間事業者の選定に関わる公表以外に民間事業者に無断で使用できないものとする。なお、提案書類は事業者選定が終了した際に返却する。ただし、契約締結した民間事業者の企画提案書は、この限りでない。

(2) 特許権等

民間事業者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じた責任は、民間事業者が負うものとする。

(3) 提案書類の変更

民間事業者による提案書類は、提出期限後の変更、差し替え、または再提出を認めないものとする。

第5 本市と民間事業者の事業費及びリスク分担に関する事項

1 予測されるリスクと責任分担の基本的方針

リスクは、想定されるリスクを可能な限り明確化した上で、リスクを最も適切にコントロールすることができる者がその費用を含めて負うことを基本とし、本市と優先交渉権者のリスク分担を契約内容に明記するものとする。

第6 事業の適正な維持を目的としたモニタリング（監視）に関する事項

1 モニタリングに関する基本的方針

本市は、本事業に係る業務が、業務要求水準以上に確実に遂行され、かつ選定事業者の財務状況等が適切であるかについて、社会状況の変化もにらみつつ、モニタリングを行う。

なお、モニタリングの具体的な方法は、サービス基準合意書（SLA）を導入し、企画・設計段階から運用するものとし、本市と選定事業者の合意の下、その具体的な仕組みを構築し、本市はモニタリングに係る有識者会議を設置することを契約内容に明記するものとする。

2 モニタリングの実施方法

本市は、次の内容について、モニタリングを実施するものとする。なお、モニタリングには、加点と減点の両面からの結果を反映する方法を構築する。

(1) 企画・設計・設置業務

本市は、公共施設等における LED 照明施設の企画・設計及び設置業務について、事業契約に定める要求水準に達しているものであるか否か、確認する。

(2) 維持管理業務

本市は、本事業において設置された公共施設等における LED 照明施設及び既設 LED 照明施設の維持管理実施状況を確認する。

(3) 選定事業者の経営

本市は、選定事業者に対し、財務諸表等を用いた財務状況の報告を求め、その監査等を行う。

3 モニタリングの結果

本市は、モニタリングの結果を踏まえて、事業契約書に定める要求水準に達していないと判断した場合は、選定事業者と業務の改善等に係る協議を行う。

第7 事業契約等に関する事項

1 基本協定及び事業契約内容の疑義の取扱い

基本協定及び事業契約内容の解釈について疑義が生じた場合は、本市と事業者の双方が事業の目的を共有し、協議を行うものとする。また、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

2 裁判管轄権

本事業に係る業務に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第8 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業に係る業務は、予定された期日までに、選定事業者により事業契約書に定められた業務を遂行し、事業期間中の維持管理が、効率的及び効果的であり、かつ安定して継続的に行われることを確保するため、事業の継続が困難となる事由（別途、契約締結時に定めるリスク分担表における契約履行リスク及び不可抗力リスクをいう。）をあらかじめ洗い出し、その事由の発生時には、適切な措置を実行できるように事業契約書に定める。

2 融資の確保に関する協力体制

本市は、本事業の継続性を確保するため、選定事業者に融資を実行する金融機関に対し、選定事業者とともに必要に応じて協議を行うものとする。

3 事業の継続が困難となる事由が発生、または、その恐れが生じた場合の措置

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

本市は、事業契約書に定めるところにより、選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合やその恐れが生じた場合に、選定事業者と協議の上、改善を図ることを求める。その後、改善が認められない場合に、本市は事業契約を解約することができる。

この場合において、選定事業者は、本市に直接的に生じた損害を賠償するものとし、本市側にも一部過失があった場合には、その過失について相殺し、損害額を賠償するものとする。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者は、事業契約書に定めるところにより、本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合に、本市と協議の上、事業契約を解約することができる。

この場合において、本市は、選定事業者に直接的に生じた損害を賠償するものとし、選定事業者側にも一部過失があった場合には、その過失について相殺して、損害額を賠償するものとする。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

本市及び選定事業者は、不可抗力、その他双方の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合に、本市と選定事業者が、解決策や事業継続の可否について協議を行うものとする。

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、地方自治法第 214 条の規定に基づき、本事業の実施に必要と予測される費用を債務負担行為として、また、PFI 手法の場合において PFI 法第 12 条に基づき、その契約内容について、議会の議決を得るものとする。

2 事業者選定の応募に伴う費用負担

民間事業者の参加にかかる費用は、全て民間事業者の負担とする。

3 本事業に係る情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本市のホームページを通じて公表する。

4 実施方針の変更

本市は、民間事業者からの意見等を踏まえ、PFI 手法の場合において PFI 法第 7 条に定める特定事業の選定までの間に実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の変更を行った場合には、本市のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

5 実施方針等に関する説明会、個別対話及び質問の受付

本方針は、「説明会」、「個別対話」及び「質問」の受付を実施する。

(1) 実施方針等に関する説明会について

参加申込期間：令和 6 年 7 月 1 日（月） ～ 7 月 10 日（水）17 時締切

開 催 日 時：令和 6 年 7 月 12 日（金）14 時～15 時（予定）

（受付開始 13 時 30 分から）

会 場：貝塚市役所福祉センター 4 階多目的室

申 込 方 法：「【様式 1】実施方針等に関する説明会参加申込書」を記入し、電子メー

ルで送付すること。送付先 E メールアドレス（shisetsu@city.kaizuka.lg.jp）

(2) 実施方針等に関する個別対話について

対話受付期間：令和 6 年 7 月 1 日（月） ～ 7 月 19 日（金）17 時締切

対 話 実 施 日：令和 6 年 7 月 25 日（木）、7 月 29 日（月）、7 月 30 日（火）

申 込 方 法：「【様式 2】実施方針等に関する対話申込書」を記入し、電子メールで送付すること。送付先 E メールアドレス（shisetsu@city.kaizuka.lg.jp）

(3) 実施方針等に関する質問について

質問受付期間：令和 6 年 7 月 1 日（月） ～ 7 月 31 日（水）17 時締切

質問回答方法：令和 6 年 8 月 16 日（金）9 時、本市のホームページで公表

質 問 方 法：「【様式 3】実施方針等に関する質問書」を記入し、電子メールで送付
すること。送付先 E メールアドレス（shisetsu@city.kaizuka.lg.jp）

6 実施方針等に関する問合せ先

担当部署：貝塚市総合政策部行財政管理課公共施設マネジメント室

住 所：〒597-8585 大阪府貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号

電話番号：072-433-7213（直通）

F A X：072-433-7233

Eメールアドレス：shisetsu@city.kaizuka.lg.jp

7 添付書類等

【様式 1】実施方針等に関する説明会の参加申込書

【様式 2】実施方針等に関する対話申込書

【様式 3】実施方針等に関する質問書